

## 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関となります。マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬を算定致します。

○初診時 1点

○再診時（3ヶ月に1回に限り算定） 1点

＜※マイナ保険証の利用の有無に関わらず＞

取得情報には、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うことになります。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証のオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

※公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので必ず原本をお持ちください。

2024年12月1日  
医療法人藤井会 枚岡病院